

令和2年度 第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会  
議 事 録

令和2年8月27日 (火)

	令和2年度 第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和2年8月27日(木) 午後3時30分～午後5時	
場所	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	井上、小笠原、正木、松枝、斎藤
	条例第13条による出席者	
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備課長 土木管理課長 建築課長 事務局
傍聴	なし	
配布資料	事前	・開催通知
	当日	・次第 ・令和元年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況(暫定版) ・狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則 ・狭あい道路支障物件設置の禁止に関する取扱要領 ・支障物件に対する取組の流れ
会議次第	1	開 会
	2	土木担当部長挨拶
	3	委嘱状の交付
	4	委員挨拶
	5	会長及び副会長の選出
	6	議 事
		1 令和元年度実施状況報告について
		2 令和2年度取組状況について
	7	その他
		・次回の協議会日程調整
	8	閉 会

## 令和2年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、令和2年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきます。

当初、5月に第1回協議会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本日まで延期とさせていただきました。また、今回より新たなメンバー構成によりまして、調査、ご審議のほど行っていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。後ほど委嘱状の交付をさせていただきます。

では、初めに、協議会の開催に先立ちまして、区長を代理して土木担当部長の友金よりご挨拶申し上げます。

土木担当部長 皆さん、こんにちは。土木担当部長の友金でございます。本日はお忙しい中、令和2年度の第1回協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本協議会につきましては、平成28年の8月から、前会長をはじめ委員の皆様からご協力を頂いてまいりました。協議会発足から4年が経過しまして、今月の2日をもって2回目の委員の任期が満了となり、このたび前会長が退任されることになりました。

今期からは条例改正の際にもご尽力いただいた井上様に新たに委員をお引き受けいただくことになりましたので、よろしく願いいたします。また、他の委員の皆様におかれましては引き続きお引き受けいただけるということでございますので、ありがとうございます。大変心強く感じております。

区では、昨年度、協議会から頂いた答申を踏まえまして、重点整備路線や支障物件の取組の強化を図るために条例施行規則の改正、そして、支障物件設置の禁止に関する取扱要綱の策定を行ってまいりました。今後も区の重点施策である狭あい道路の拡幅整備に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましてはより一層のお力添えをお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 部長、ありがとうございました。

ただいま部長より紹介がありましたとおり、井上様につきましては、平成26年・27年度に杉並区狭あい道路拡幅整備に関する審議会の委員として条例改正についてご審議、ご答申を頂き、また、平成21年度より現在まで、杉並区建築審査会の委員としてもご尽力いただいております。

また、杉並消防署警防課長の白鳥委員も4月1日付で人事異動となりました。かわりまして、新たに異動されてまいりました斎藤様が委員となりましたので、今後ともよろしく願いいたします。

井上様、斎藤様には、委嘱状の交付を行った後にご挨拶を頂きたいと思います。

なお、今回の協議会の開催に合わせまして、前会長から、退任に伴いまして、協議会委員、事務局に対し挨拶文が届いております。私からご紹介させていただきます。各委員の皆様には机上に配付しておりますので、御覧になってください。

#### 協議会委員および事務局ご一同さま

狭あい道路の協議会では、長らく会長職としてお世話になり、有難うございました。おかげさまで真摯な議論を重ねることができ、この事業の推進に関し、種々の貢献ができたと考えます。これもひとえに、事務局各位を含めた皆様のご尽力によるものと御礼申し上げます。

委員の皆様には、今後も必要にして十分な議論をお進め願い、より良い、安全な住まいの環境をつくっていくことにご尽力いただきたいと思います。事務局へは、現場に出ている職員のみで、状況をカラーの資料やパワーポイントで説明する方法の継続をお願いいたします。現場の状況や職員の努力について、委員の理解が進むと思います。

なお、付言すれば、新委員の井上隆さんは、半世紀に近い友人で、一貫して都市計画事務所に籍を置き、各都市のさまざまな計画づくりに邁進してきました。狭あい道路につきましても、私と一緒に30年以上前から実態調査や対応施策の検討に努力され、著作もまとめられるなど、この分野の有数かつ希少な専門家であります。協議会でもその知見を大いに生かしてくださるものと期待しております。

以上、貴協議会及び事務局の皆様の一層の発展を願いつつ、ご挨拶とさせていただきます。

令和2年8月27日  
前委員 高見澤邦郎

以上となります。

また席上には、これまで区が昭和 58 年より現在まで取り組んできました「杉並区狭あい道路拡幅整備事業の変遷」という資料を配付しておりますので、併せてご確認ください。クリップ留めになっている資料になっております。

次に、協議会の開催に当たりまして、改めて7人の委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。なお、委嘱状につきましては、時間の関係上、席上配付とさせていただきますので、ご了承いただきたく存じます。

委員の皆様のお名前だけご紹介させていただきます。

小笠原勝也様、松枝廣太郎様、幸田雅治様、正木順子様、井上隆様、大塚晋次様、斎藤秀夫様。

なお、〇〇委員と杉並警察署交通課長の〇〇委員につきましては、事前に本日は欠席との連絡を頂いております。

それでは、委員の皆様から簡単にご挨拶を頂きたいと存じます。

初めに、〇〇委員よりよろしく申し上げます。

委員

私は、前回からこの狭あい道路の拡幅に関する協議会に入っておりますが、杉並区の法律相談委員会というのがございまして、杉並区の区役所で法律相談をやっております。その関係で、杉並法曹会の推薦でこの委員として参加させていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 続きます、〇〇委員、お願いします。

委員

松枝でございます。私、杉並区内にある建築・設計関係の団体、3団体の連合体である杉並建築会から委員として推薦されてこの協議会に参加させていただいております。もともとは都市計画の中でも再開発の仕事をコンサルタントとして長いことやっていたのですが、最近は区のお仕事のお手伝いとか、細々とした地域の建築に絡んだお仕事をさせていただいている状況でございます。どうぞよろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 続きます、〇〇委員、お願いします。

委員

弁護士の正木順子でございます。私は、ふだん建築審査会ですとか、行政不服審査会に関与させていただいておりまして、行政の分野で幾つかお仕事をさせていただいているところでございます。

都市計画のことについては知識が不十分なところもあろうかと思っておりますけれども、法的な観点からこちらでお役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 続きまして、〇〇委員、お願いします。

委員

この場に初めて参加させていただきます井上です。先ほど高見澤さんの皆様へのお手紙の中で私のことを「希少な専門家」という、要するにかなりニッチな世界をやっているという評価を頂きました。まさにそのとおりで、狭あい道路の問題は、実は私、40年ぐらいおつき合いしております。

そういう中で、何でこの狭あい道路問題に興味を持っているかという、本業は都市計画なものですから、都市の再開発もありますけれども、都市の問題をいろいろやっていると、例えば人体で言えば毛細血管みたいなもので、こういう狭あいな道路が実は都市を支えているのです。ですから、この狭あいな血管が詰まると細胞が死んで、そうすると人体もくたびれてくるわけです。

そういった意味では、都市の再生とか、都市が生き延びていくためには、この毛細血管が元気でなければ、あるいは詰まらないようにしなければいけないというポジションをこの道路問題は抱えているというのが一番大きいポイントなので、杉並区さんはそういう意味での取組が、僕は全国の中でもかなり頑張っている自治体だと思っています。そういった意味では、ほかの都市と比べれば相当先を走っている自治体だと思っています。

ただ、根本的な問題で、個人の権利と公共の福祉という、それがこの後退しなければいけない空間にまさに表れていまして、個人の主張が強いとそこに支障物件を置くし、公共性がある人はちゃんとした空間として確保していただけるという構造が個人と公共の福祉の中で実際起こっているわけですね。道というのは通っていないとだめなものですから、1か所出っ張っていると毛細血管は詰まるのです。そういった意味では、やはりこの問題は非常に大きな問題ではないかなと思っています。

ちょっと長くなりましたが、そういう問題意識で取り組んでいきたいと思えます。よろしくをお願いします。

狭あい道路整備課長 引き続きまして、〇〇委員、お願いします。

委員

4月から杉並消防署の警防課長に着任いたしました。前任を引き継いで、引き続き委員ということでよろしくお願いいたします。

私、杉並区は初めての勤務で、まさに日々の消防活動、救急活動で狭あい道路、この都市の中での活動ということでいろいろ厳しさを実感しているところなので、またこれからお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

狭あい道路整備課長 委員の皆様、ありがとうございました。これから2年間、調査、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、本日出席しております区の職員を私から紹介させていただきます。

土木担当部長、友金幸浩でございます。

土木担当部長 よろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 建築課長、伊藤克郎でございます。

建築課長 よろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 土木管理課長、土肥野幸利でございます。

土木管理課長 よろしく願いします。

狭あい道路整備課長 昨年度まで特命事項担当副参事でおりましたが、今回はオブザーバーとして出席しております、浅井文彦でございます。

オブザーバー 非常勤職員になりまして、事務局のオブザーバーとして参加しております。よろしく願いします。

狭あい道路整備課長 それでは、新たな協議会としまして、会長の選出をお願いいたします。

会長の選出につきましては、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第11条第1項の規定に基づき、委員の互選によると定められております。

選出の議事進行は、私、狭あい道路整備課長が務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

狭あい道路整備課長 それでは、会長の選出につきまして、どなたかご推薦いただきたいと思います。存じます。

委員 今までのお話のとおり、〇〇先生は狭あい道路の専門家でありますし、この前会長のご挨拶にもありましたように、半世紀に近い友人でもあって、「有数かつ希少な専門家であります」と書かれておりますので、これ以上適任な会長はいないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。(拍手)

狭あい道路整備課長 ただいま〇〇委員から、会長は過去の実績等を踏まえまして〇〇委員とのご推挙がございました。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

狭あい道路整備課長 ご意見がないようですので、〇〇委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員 さっきあった「有数」ではなく、稀に見るようなことをやっているということで、皆さんの協力を得てやりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

狭あい道路整備課長 それでは、〇〇委員に会長をお願いしたいと存じます。

続きまして、副会長の選任につきまして、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第 11 条第 3 項の規定に基づきまして、会長よりご指名いただきたいと存じます。よろしく願います。

会長 これまでも副会長をやられているということで、運営にも長けていらっしゃると思いますので、私は〇〇先生に副会長をお願いできればと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

狭あい道路整備課長 ただいま〇〇委員から、副会長は引き続き〇〇委員とのご指名がありました。〇〇委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員 〇〇会長と違って、何の専門的知識もなく、経験も実績もないのですが、ご指名ですので引き受けさせていただきます。

狭あい道路整備課長 それでは、〇〇委員に副会長をお願いしたいと存じます。よろしく願います。ありがとうございました。

ただいま会長、副会長をお決めいただきましたので、会長 〇〇委員、副会長 〇〇委員と名札を入れ替えさせていただきますと思います。

ここで若干お時間を頂きまして、委員名簿を配付させていただきますので、よろしく願います。

それでは、これから〇〇会長に議事の進行をお願いしたいと思います。〇〇会長、よろしく願います。

会長 それでは、令和 2 年度第 1 回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会をこれから開会したいと思います。

議事に先立って、事務局から報告があるようなので、願います。

狭あい道路整備課長 本日は〇〇委員と〇〇委員が欠席ですが、協議会委員 7 名のうち 5 名の委員が出席されておりますので、令和 2 年度第 1 回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会は有効に成立しております。

また、協議会記録のため、写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承ください。

会長 詳しく知らないのですが、委員の過半数の出席で成立ということですか。



狭あい道路整備課長 はい。半数以上の出席で成立になります。

会長 分かりました。

あと、本日の議事録への署名ですけれども、第1回ということもあるので、〇〇先生にお願いできればと思うのですが、よろしくをお願いします。

それから、規定では傍聴ができるとなっておりますが、それはどうでしょうか。

狭あい道路整備課長 本日の傍聴の申出はございません。

会長 では、今日の次第に沿った議事に進みたいと思います。

6番の「議事」について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

狭あい道路整備課長 それでは、事務局より本日の議事について説明をいたします。

まずは、初めに令和元年度の施策の実施状況の報告、次に、昨年度の答申を踏まえた令和2年度の取組状況についての報告をさせていただきます。最後に、その他といたしまして、次回の令和2年度第2回協議会の日程調整について説明をさせていただきます。

では、初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第です。次に「令和元年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況（暫定版）」。「続きまして「狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則」「狭あい道路支障物件設置の禁止に関する取扱要領」「支障物件に対する取組の流れ」、カラー刷りのフロー図となっております。あと「令和元年度第4回協議会議事録」となります。

資料はお手元にありますでしょうか。不足されている方はお知らせください。

なお、令和元年度第4回協議会の議事録につきましては、事前に送付させていただいておりますが、修正のご指摘がなければ確定とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、令和元年度の施策の実施状況について報告させていただきます。資料は、「令和元年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況（暫定版）」を御覧ください。

それでは、1ページの「拡幅整備の取組」を御覧ください。

拡幅整備の延長につきましては、1)の区全域の表に記載がありますように、令和元年度は7,410メートルでございました。ここ数年は年間8,000メートルを超える実績となっておりますが、令和元年度は若干減少した結果となっております。

建築確認の事前協議に伴う整備延長は年々減少傾向にあります。ここ数年は、こちらの写真の事例にありますように、建替えを伴わない箇所への戸別訪問など、区の働きかけを強化してまいりました。その結果、2)の「折衝による拡幅」の表に拡幅整備延長の記載がありますように、整備延長は延びてきており、建築確認に伴う整備延長の減少を補う形となっております。

次に、2ページのグラフを御覧ください。

条例を策定した平成元年度からの拡幅整備の実績となっております。拡幅整備の件数につきましては、グラフに示すとおり、景気の状況が大きく影響しており、年々変動しておりますが、次の3ページのグラフに示すとおり、拡幅整備の延長につきましては着実に延ばしてきております。

続きまして、4ページを御覧ください。

自動販売機や花壇などの「支障物件の取組」ですが、表に記載のとおりの実績となっております。区では、平成28年度に条例を改正しまして、後退用地に支障物件の設置を禁止いたしました。条例改正以降、区としてはこれ以上支障物件を増やさないことに注力しまして、建築確認に伴う事前協議においては未然防止に取り組んでまいりました。その結果、平成30年度末の調査では、条例改正以降の建築確認に伴う事前協議における自主整備箇所での支障物件の設置は全くなく、円滑な避難や通行のできる空間が確保されていることは、条例の大きな効果であると考えているところでございます。

写真の箇所は、職員の粘り強い指導や働きかけによりまして解決に至った事例でございますが、写真のように平成元年の条例施行以前に設置されている支障物件につきましては、事前協議が行われていないことを原因に、解決するまで長期化する課題が生じている状況となっております。

次に、5ページを御覧ください。

「電柱等移設の取組」につきましては、区では道路の拡幅整備に合わせて東電やNTTに電柱の移設を依頼しまして、円滑な通行のための道路空間の確保に努めております。

表にございますように、着実に電柱の移設は行われておりますが、沿道の方の反対等の理由がございまして、毎年度、十数本程度の未了物件が生じております。拡幅整備後に突出したままの電柱というのは条例の目的でございます。円滑な避難や通行の確保の支障となるため、現在、東電やNTTと協力体制を強化しまして、解決に向け取り組んでいるところでございます。

次に、門や塀の除却、築造費に対する「助成制度の取組」でございます。写真のように建替えを伴わないで拡幅整備を検討されている区民の方々にとりましては、この助成制度は工事費の大幅な軽減ができるため、拡幅整備への動機づけとなっております。

グラフに示されているように、令和元年度は職員によります戸別訪問を強化しました。そのことによりまして、建替えを伴わないもので折衝による助成金の支出割合が大幅に増えてございます。今後も、区民の方の協力に有効なこの助成制度を活用しながら拡幅整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。

こちらは「重点整備路線の取組」でございます。重点整備路線の4路線の取組の実績を記載してございます。拡幅整備の取組、支障物件の取組及び助成金の実績につきましては記載のとおりとなっております。この重点整備路線の取組につきましては、後ほどパワーポイントを使って詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

最後に、7ページの「普及啓発の取組」と8ページの「協議会の実施状況」につきましては記載のとおりとなっております。

ここからはパワーポイントを使って説明させていただきたいと思っております。

続きまして、昨年度の重点整備路線の取組と支障物件の除去指導の取組についてご説明いたします。私からは重点整備路線の2の取組状況について、こちらを使って説明させていただきます。

スクリーンを御覧ください。

こちらの赤いところが重点整備路線の2です。阿佐ヶ谷駅の南口でございます。重点整備路線の2の取組につきましては、沿道の建築基準法に適合しない違反建築物等が大きな要因となり、拡幅が進まないという課題があるため、これまでは沿道の土地所有者に対して拡幅整備事業への協力を要請する文書を定期的に郵送するなどの取組を行ってまいりました。その中でも、建築行政部署におきまして、建築物の是正の指導を継続的に行ってきた建物もあります。

さらに昨年度は、こちらのスクリーンにありますように、試行的に重点整備路線2の中心線の位置出しを行いまして、沿道の後退位置を区の主張線として整備いたしました。沿道の店舗に関しまして、後退用地の中にある車止めや自動販売機等について除却を要請してまいりました。

次に、こちらの重点整備路線の是正実績について報告させていただきます。

この当該箇所につきましては、これまでも継続的に後退用地の中にある車止めについて除却を要請してまいりました。こちらの車止めが後退用地の中に設置されていたという状況になります。

さらに昨年度は、先ほど説明しましたとおり、区の主張線を整備して、店舗に対して改めて要請を行ってまいりました。その後、この右側の写真にございますように、店舗のほうで自主的に車止めを除却していただいております。

続きまして、これまでも継続的に建築物の是正の指導を行っている建物について、当該箇所につきましては約 60 センチ後退させる必要がございます。これが是正する前の状況でございますけれども、道路に突出した形になっております。この赤く囲んだ部分はその突出した部分になります。

それで、今回は、写真のとおり道路に突出している土間を壁際まで、約 40 センチなのですが、ここは壊していただきました。それで後退させて、一部是正を行ったという形になってございます。まだ建物自体は突出している状況ではございますけれども、今後も継続して本格的なセットバックを行うように指導をしてまいりたいと考えております。

続きまして、重点整備路線の 1、3、4 の拡幅整備の進捗状況と、これまでも継続的に取り組んでいる重点整備路線内の 3 箇所の支障物件、これまでも協議会のほうでご紹介させていただきましたけれども、その取組状況及び支障物件の是正事例について、担当より説明させていただきますので、よろしく願います。

狭あい道路整備推進係主査 では、私のほうから、重点整備路線の進捗状況ということでご説明させていただきます。

まず、以前の協議会でご説明させていただきました重点整備路線からご説明させていただきます。

こちらの図ですが、赤いものは整備が済んでいるもので、以前の協議会で申請中のものが 1 件ございました。黒いものが未整備のものとなっております。今回、この申請中であつたものの拡幅整備が終わっております。

もう 1 件、矢印の載っているところは事前協議ができましたので、こちらについて進捗をご紹介します。

まず、拡幅整備ですが、こちらについては黄色いラインまで後退する必要があつたものの整備が済みまして、現在このような形です。ここは後で説明いたしますが、支障物件の車止めについても是正をされています。拡幅整備が済ん

で、4メートルになったところでございます。こちらは逆側から見たところ  
でございます。大分広くなって、通りやすくなりました。

こちらについては2件進捗がございましたので、整備済みが1件、申請中が  
1件という状況になります。

続きまして、重点整備路線3ですが、こちらは申請中のものが幾つかありま  
して、そのうち3件整備が済みました。もう1件、未整備のところも申請を頂  
いて、今年度、工事が終わっております。

まず、この部分の整備が済んでいるところになります。こちらも後ほど説明  
しますが、植栽花壇があったので、こちらは支障物件として協議会のほうに報  
告させていただいたところなのですが、こちらも是正がされて、今は4メート  
ルになっているということでございます。

続いて、真ん中の黄色いところも同じく拡幅整備が終わっております。こち  
らは反対側から見たところになります。

こちらにつきましては、先ほど進捗状況の中でもご説明いたしました、ここ  
のブロック塀については、近隣の方からちょっと傾いていた状態の危険なブ  
ロック塀ということで、なおかつここは通学路でしたので、助成金を使用しま  
して、現在、ここは全てが是正された形になっております。

続きまして、上の黄色いところも同じように申請中から拡幅整備が終わった  
ところなのですが、この塀が実は後退ラインに当たってしまっているので、助  
成金を使用して塀自体を全部新しく作り直してもらって、整備が済んだとこ  
ろになります。

最後に、この部分、以前は未整備だったところから要請が出てきておりまし  
て、今はこのような形で整備が済んでおります。

その結果、申請中であった3件の整備が済んで、未整備だったものも1件、  
拡幅整備が済んでいるという状況になります。

続いて、重点整備路線4は申請中のものが2件ございました。そのうち1件  
の整備が終わっております。このような形です。こちらはもともと舗装の部分  
だったので、道としてはそんなに拡がりはないのですが、整備としては終わっ  
たという形になります。その結果、1件申請中のものの整備が済んだというこ  
とになります。

続いて、支障物件の取組状況ですが、先ほど課長から説明がありました、継  
続的に行っている3件についてご紹介いたします。

まず1件目、先ほどの車止めについて、令和2年の2月に拡幅工事が完了したので、こちらについては支障物件の是正がされたということでございます。

続いて、その向かいにある、こちらもよくご紹介させていただく、プランターがいっぱい置かれた部分につきましては、昨年の11月、拡幅整備に向けての事前協議の依頼をしていたところですが、今年6月、土地所有者から事前協議には応じないということで、拡幅整備はできないという回答を頂いております。今後の取組につきましては、この後、課長のほうから詳しくご説明をさせていただきます。

続きまして、重点整備路線3です。こちらの花壇は重点整備路線に当たっていたのですが、昨年、拡幅についての協力の了承が得られておりますので、今年改めてもう一回お話をさせていただいて、今後、整備に向けて進めていくところになります。

そのほかの支障物件の場所なのですが、重点整備路線1については車止めについて支障物件に該当していたのですが、こちらのお宅については建替えを予定しているということでございましたので、建替えに合わせて拡幅整備をしていく形になります。

あと、重点整備路線3です。こちらも車止めと、ちょっと見づらいなのですが、後ろのほうに花壇があります。こちらについては今申請を頂いているところなので、今年度、拡幅整備に向けてお話をさせていただくこととなります。

主に支障物件の是正の事例ということで、まず、重点整備路線3です。先ほどの花壇について支障物件の是正が行われておりますので、ご報告をいたします。

あと、和田三丁目は先ほどの実施状況の報告書の中にございましたが、同じように花壇が結構張り出していたものなのですが、こちらも是正が終わっております。

私からは以上となります。

狭あい道路整備課長 それでは、またスクリーンを使わせていただきます。

次に、昨年度の答申を踏まえた令和2年度取組状況について説明させていただきます。

協議会からの答申では、条例改正以降、各施策の取組におきまして、条例の目的に沿った実績が着実に積み上げられており、引き続き現条例の下、拡幅整

備事業に取り組んでいくべきとしながらも、特に重点整備路線や支障物件の取組状況に課題を生じていることに対し、条例の柔軟な運用も考慮しながら取組の強化を図るべきとの意見を頂いております。

区では、協議会からの答申を踏まえまして、重点整備路線や支障物件の取組の強化を図るため、条例施行規則の改正や支障物件設置の禁止に関する取扱要領の策定を行ったところでございます。

初めに、私からは重点整備路線における取組の強化について説明させていただきます。配付資料の「狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則」を御覧ください。

こちらの施行規則は、令和2年3月31日に条例規則を改正しまして、第9条第2項に、「区長は、条例第3条の規定による事前協議をしようとするものに対し、道路中心に係る位置について、必要に応じ、あらかじめ現地等において示すことができる。」という規定を追加しています。

この規定によりまして、事前協議によることなく、区が道路中心位置について、区の主張線として後退用地の土地所有者等へ提示し、事前協議の働きかけや支障物件の指導をすることができるようになりました。主張線を用いれば、拡幅整備についてより詳しい説明が可能となり、拡幅整備へ誘導できる可能性が向上し、沿道住民より拡幅の申出があった際にも、より迅速な対応が可能になると考えています。

今年度は、先ほどこちらのスクリーンでも説明しましたが、重点整備路線1、3、4の路線測量を行いまして、中心線の位置出しを整備し、重点整備路線の拡幅整備や支障物件の是正を推進してまいりたいと考えています。

あと、先ほど担当より説明のあった重点整備路線1の支障物件、これはマンションの脇にプランターが置いてある箇所ですが、今般、支障物件設置の禁止に関する取扱要領を策定しましたので、今後、この要領に基づきまして勧告に向けた手続を進めていきたいと考えています。これは、委員の皆様には以前からも協議会では説明させていただいていますけれども、やはり地権者の方から区の要望には応じられないということで話を頂いておりますので、区としましてはこちらの要領に基づいて手続を進めさせていただきたいと考えています。

こちらの取扱要領の詳しい内容につきましては、後ほど担当より説明をさせていただきます。

次に、支障物件の取組の強化について説明させていただきます。支障物件の

勧告につきましては現在までまだ一度も行っておりませんが、協議会からは勧告、さらには命令及び公表もあり得ることを改めて意識し、指導を進められることを望むとの意見を頂いております。

今般、支障物件の指導を巡り、実効性のあるものとするよう、勧告、命令、公表などの時期、手順を明確にするために、支障物件設置の禁止に関する取扱要領を策定しましたので、担当より説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 よろしくお願いいいたします。

お手持ちの資料の中に、昨年度お配りした「支障物件に対する取組の流れ」のフロー図がございますけれども、そちらと、今回配らせていただいた「杉並区狭あい道路支障物件設置の禁止に関する取扱要領」、この2つを御覧いただきながらご説明させていただきたいと思っております。

フロー図については支障物件に対する手順と時期を明確にするために前回作成しましたけれども、要領についても策定いたしまして、4月1日から施行いたしておりますので、よろしくお願いいいたします。

まず、〇〇会長と〇〇委員も新しくいらっしゃったということで、このフロー図のほうを改めて説明させていただきたいと思っております。

まず、このフロー図で、支障物件に対する事案が発生して、パトロールや区民による情報提供に対しては、後退用地上に花壇、自動販売機、あるいはバリカー、そういったものがあると我々は現場へ行きまして、後退用地上か否かの調査、あと設置者の特定をいたしまして、その後、赤い線に沿って口頭による禁止規定の説明、指導、助言をしまして、それでも「分かりました」ということで素直に応じていただければ、この左側の青いほうの助言に従って支障物がなくなる。これが一番好ましいことなのですが、それでも指導、助言に従わない場合は、赤い矢印のとおり勧告へ行って、勧告に従わないと命令、命令にも従わなければ、今度は氏名と違反内容の公表に進んで、それでもまだ従わない場合には、最終的に行政代執行手続によって区のほうで除去するという流れになっております。

最初にオレンジのラインがありますけれども、後退用地上に設置されたものが、区のほうとしても、これは除去できるものかできないものかちょっと悩むような物件がありまして、実はこれは桜の木が1件、重点整備路線で前回ありまして、この桜の木はどうだろうと。樹齢も大分長くて、地元住民からも保存してほしいと。これは、道路上だからといってすぐによけなさいとやっていい



のかというところで区のほうでも判断に迷いましたので、本協議会への重点整備路線の指定に関する諮問の際にご意見を伺い、答申の結果、桜の木は残置するのはやむを得ないだろうということで認められた物件が1つございます。

そういったことで、区で迷って、あるいは協議会への諮問の中でもやはりこれは認められないねということになれば、またオレンジの矢印の左に戻って、また区が粛々と指導をしていくと。それで、赤い線に従っていくということがあります。

今までは、一番左側のおおむねどれぐらいでこれをやるのだというところが不明確なところがありましたので、前回、それを受けて、指導するのだけれども、なかなか言うことを聞かないねということになれば、事案発生からおおむね6か月で勧告をしようではないかと。勧告でも従わない場合には、命令までプラス4か月で10か月。命令にも従わない場合には、氏名等の公表まではさらに5か月加える。そして、公表から最終的な代執行までおおむね3か月加えて18か月、当初事案発生から最終的な行政代執行までそういった期間を設けて、一定の公表をして公平感を持ってやりたいというところでこのフロー図が書かれております。

そのフロー図と新しくつくった取扱要領を見ますと、まず、取扱要領は、第1条の「目的」から第6条の「助言・指導」までに定義や確認事項などが書かれておりまして、第7条で「勧告」について記載しております。その第4項で、勧告に至るまでのおおよその期間を記載しております。

また、フロー図にありますとおり、条例による協議会への諮問は薄い青で塗った部分についてでございますが、今まで勧告と命令に関しては協議会への報告・意見の聴取は行う規定になっておりませんでした。第7条第3項と「命令」に関する第8条第3項で、区長は協議会に報告し、意見を聴取できるという規定を設けました。それを織り込んだフロー図になっております。

また、第8条第4項では、命令に至るまでのおおむねの期間を記載しております。

以下、第9条の氏名や違反内容などの「公表」について、第10条で「行政代執行」について記載しております。

フロー図には代執行の手続の着手までおおむね3か月と記載しておりますが、これは協議会で諮って、代執行の必要性ありと答申を頂くまでの期間でございます。その後の執行については、行政代執行法により手順を追って進めていく

ことになります。

あと1点、フロー図の真ん中に「命令」というのがございますけれども、ここからが行政処分ということになります。措置命令書を相手に出した後、ここから命令になりますので、3か月以内に審査請求、あるいは5か月以内に訴訟の提起というのがございます。また、両方を足していくと約1年間ということ、もうそれが起きてしまうと、その後の予定は大きく変わるようになってまいります。

フロー図には、命令から公表に5か月とありますけれども、さすがに訴訟提起の期限を1年待つというわけにもいかないですが、その指導の雰囲気といいますか、相手の態度とか、そういったものを見ながらの対応にはなると思われます。

要領とフロー図の説明については以上でございます。

狭あい道路整備課長 次に、その他の取組について説明させていただきます。

これは資料にはないのですが、区では、平成29年度に公表しました地震被害シミュレーションで火災延焼リスクが高いと想定された地区を対象に、実態調査を3か年で計画的に実施した上で、順次、対象者を戸別訪問し、積極的に区民の協力を求め、拡幅整備を推進しています。現在、松ノ木地区におきまして事業を進めておりますので、担当より説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 簡単に、松ノ木地区の取組について引き続き説明させていただきます。

こちらは、新たに指定された整備地区ということで、この地区の中の松ノ木一丁目から三丁目でございます。

松ノ木一丁目から三丁目の地区に対しては、昨年度の現況調査と住民意向調査に基づいて、現在、拡幅整備に向け、約150件に対して戸別訪問を行っているところでございます。新型コロナウイルスの影響で、4月から5月にかけては地域になかなか入っていけなくて、出おくれ感は否めないのですが、先月から本格的に戸別訪問を実施しまして、現在、約60戸訪問し、10件の協議書の提出を受けております。

また、今年度も引き続き委託により堀ノ内二丁目、三丁目の現況調査を行って、さらに残りの3地区については引き続きその後また行っていきたいという流れが現在の新たな整備地区の取組ということになっています。以上でございます。

狭あい道路整備課長 最後に私から、危険ブロック塀等の安全対策助成の取組について説明させ

ていただきます。

狭あい道路整備課では、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震のブロック塀の倒壊事故を受けまして、緊急安全対策として、平成 30 年 11 月に、狭あい道路のうち通学路を対象に拡幅整備に伴う危険ブロック塀等の除却や築造費に対し助成制度を創設してございます。

この制度は令和元年度までの時限的な制度で、実績は 6 件ございました。しかしながら、通学路以外にも危険ブロック塀等が存在します。解消には至っておりませんので、今年度から制度を拡充しまして、これも時限的で 5 年間ということなのですが、対象を区内全域の 2 項道路といたしました。これは既に 4 件の実績がございます。

これで、昨年度の取組と今年度の取組についての説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。

もう時間が 4 時 20 分ぐらいで、今日予定時間としては 5 時ぐらいをおおむねのめどとしたいということですから、あと 40 分弱ぐらいのお時間ですが。

去年の取組実績と、それから今年度、もう数か月たっているのですが、そういう中での取組とこれからの予定。特に今日諮られているのは、1 つは今日決めたほうがいいのかもわからないのですけれども、例のマンションのプランターについて勧告の方向に動く可能性もあって、これは協議会の意見を聞いた上でということもあるので、それを後で具体的に諮りたいと思うのですが、それ以外も含めて今までのところでご意見、ご質問等があればぜひ頂ければと思います。よろしく願います。いかがでしょうか。

委員

前回の協議会のときから今日までの間で、ご担当のほうで大分努力されてきている足跡が非常に今日のご報告でよく見えて、大変ご苦勞をおかけしているなということが分かりました。ありがとうございました。なお引き続き頑張っていたらと、私は期待をしております。

副会長

コロナと同じで、公的強制力があまりないにもかかわらず、今、〇〇委員のおっしゃるように着々と実績を上げてきたということは大変すばらしいことだなと思っています。

この実施状況の 1 ページを見ますと、取組の中の「区全域」というところがございます。令和元年は測量件数とか整備延長が、前年度、前々年度に比べて減っているのですけれども、工事費とか測量費は増えているのですが、これはどういうことが原因なのでしょうか。

狭あい道路整備推進係主査 一番大きいのが労務単価の高騰ということで、工事の中の人件費が上がっているんで、その結果、1件当たりの工事の金額がそもそも大きくなっているということがございます。そこが一番大きいところかと思えます。

会長 要は単価が上がったということですね。

副会長 労務単価が上がっていると。

狭あい道路整備推進係主査 そうです。

副会長 それともう1点ですが、今回、支障物件に対する取組の流れとか、取扱要領ができましたので、これで拝見しますと、事案発生から実施までおおむね6か月で勧告を出すということになっていますよね。これまで一度も勧告って出したことがないですよ。ありますか。

狭あい道路整備課長 先ほど説明いたしましたように、一度もまだ勧告まで至っていません。

副会長 ないですよ。だけれども、今回、こういう取扱要領ができますと、もう6か月たつと、原則としては勧告を出さざるを得ないような形に追い込まれていきますよね。そうすると、これからは勧告をどんどん出すという積極姿勢に変わるということなのでしょうか。

狭あい道路整備課長 先ほど説明しましたように、まずは重点整備路線の中心線を出して整備します。協議していないところだと後退位置がまだ決まっていないので、それをもとに今回、規則を改正して、区のほうから主張線を出して、それを沿道の方に提示して交渉できるようにしました。

ただ、今まで、平成元年以前だとか、協議していないところとか、そういうところは後退線が確定していませんので、今回はまずは重点整備路線からそういったものを徐々にやっっていこうというところで、当然、後退線の位置が出れば支障物件に対しても強く指導できますので、今回は重点整備路線の1のマンションのところのプランターを、これまでも長期化していましたが、規則を改正して、要領もつくりまして、それをもとにやっっていこうかなと考えています。順次やっっていこうと思っています。

委員 さっき申し上げたように、前年度の協議会から今日までの間に非常に大きく進捗したというか、進んだのは、まずこの取扱要領を定めたと。これは区が攻めて出るよという姿勢をはっきり示したということで、これが一番ここの進捗の大きな一歩というかね。

今まで協議会として取り扱ってきた、あるいは条例そのものの位置づけとしてやってきたことの中から、今までは受け身で、新築等が行われるときに狭あ

い道路の解決ができると扱ってきたものが、受け身ではなくて、攻めて出るよ  
というのをはっきり制度的につくったことが大きいので、この取扱要領を行政  
として独自に定められるという姿勢の大きな変化だと私は理解をして、できれ  
ばどういう背景で今までより踏み込むようになったのかというあたりのお話を  
ちょっと聞かせていただけたらうれしいかなと思うのですね。

会長

かなり思想的なところといいますか、行政スタンスとしてこういう取組の流  
れというか、取扱要領も含めて。条例を読む限りでは、条例だけでは具体的な  
アクションが書いていないですけれども、この要領と流れのフロー図でいくと、  
これ見る限り事務的にも流れがはっきり整理されていますよね。そういったも  
のが、庁内的にもこういうことでいこうという合意がとれた何か背景とか、庁  
内議論がもしあればお教えいただければ……。読む限り、協議会のほうからそ  
ういうのをちゃんとやれというご意見が大分出ていたと思うのですけれども、  
それが行政の中でどう受け止められてこうなったか、ちょっとわかる範囲で。

狭あい道路整備課長

先ほども説明させていただきましたけれども、平成 28 年に条例改正して、  
それ以降、事前協議を行い、自主整備であっても空間を確保されている状況も  
確認させていただいております。条例改正以前のまだ道路状になっていない部  
分については、長期間たってしまうと、プランターとかを置かれてしまうとい  
う現状がございました。

それについては、過去に事前協議をしていけば、区のほうも当然、後退位置  
については協議しているから、要望等があればすんなり対応ができたのですけ  
れども、なかなか古いところはそういった中心線といいますか、後退位置がま  
だ協議できていない部分もあるので、あくまでもそういった要望がきたときは、  
これまで区は事前協議をさせていただきますということでお願いしていたのですけ  
れども、相手から拒まれてしまうともうそれで終わってしまうので、本来、条  
例の趣旨から言うとそれで勧告等はできるのでしょうかけれども、ただ、区の主  
張線をもって指導していくことが大事だと考えましたので、今回整備しまし  
たので、重点整備路線から順次やっていきたいと。

また、これまで要望を受けた中でも、なかなか相手が事前協議をしていただ  
けないと、もうそれで滞ってしまっているケースもあるので、中には写真の事例  
みたいに拡幅に協力していただいて、それも長い時間かかるので  
すけれども、先ほど紹介させていただいた助成制度がかなりセールスポイント  
になっていますので、協力もしていただきやすいということがあります。

条例改正以前のものは大きな課題と認識していますので、今回、こういった規則の改正とか、要領を制定しましたので、それをもって今後取り組んでいきたいという決意表明といえますか、区の考えでございませう。

土木担当部長

区としてもこれまで支障物件に対しては粘り強く合意が得られるまで交渉を重ねてきたのですけれども、下がっていただけるところと、嫌だよと言うことを聞いていただけないところと不公平感がある。何回言っても聞いていただけないところだけが残ってきていると、さすがに進み方も遅々として、年に数件ずつの支障物件の撤去ということになります。

これからどんどん地区の調査を進めていく中では、こうやって支障物件の数も詳細に分かってくるものですから、ある程度こういうシステム的な流れに乗せてやっていかないと、これから進み方が目に見えて進んでこないということで、条例上、せつかくこういうルールを作っておりますので、それを有効に活用できるように、今回、要領等を作成させていただいて、これに乗せて進めていきたいという姿勢をとっております。よろしくお願ひします。

委員

私も協議会でいろいろ議論をしている中で、弁護士先生のお3方の委員の方から、ある程度踏み込んでやるべきことはやっていくべしとかなり強くずっと言い続けていただけてきました。私は建築の立場で言うと、今の基準法の置かれているような状況からすれば、なかなかこれに攻め込んでいくというのは、つかえ棒がないと難しいよねというので、まあ仕方がないかなという見方をしてきたのですけれども、粘り強く法的な立場からもう少し踏み込んでいけるようにと。測量を行って主張線を明らかにしていくという手続を具体化したことが、この狭あい道路の取扱に関する区の政策としては非常に大きな一歩だったと私は高く評価をしたいと思うので、このことは特によかったなと思っていますので、ありがとうございました。

会長

今、主張線という話があつて、今日配られている前回の議事録には、主張線なのか、点なのか、線なのか、大分いろいろな議論がここの中でもあつたようです。主張線ができるようになって、今回の案件も主張線を測量されて、区としてはここが後退の線ですよという主張をされる線、それを相手に協議の中で示されて、具体的な場ではどんなアクションがありますかね。

要するに、今までは中心から下がってくださいぐらいしか言えなかったのが、具体的な図面で、ここですから、これが当たっていますねというご説明が多分できるわけですよ。そこら辺の相手とのやりとりはどんな感じか、何か現場

のお話を聞けば、主張線はどんな効果があるかというのがもう少し見えるような気もするのですけれども。

狭あい道路整備課長 これまでは区が主張線をもって交渉した例はないのですね。先ほど試行的に重点路線の2については、後退用地と思われるところに車止めだとか自販機があるというところで、協議会では重点整備路線には支障物件がないということにしてあるのですが、それも対象にしたらいかがかという議論もございましたので、あらかじめ試行的に区のほうで出して、それで沿道の店舗に交渉に行きました。

当然、重点整備路線2に関してはもう2か所建築確認が取られていますので、一部まだ完全には後退していませんけれども、線を結べばほぼ後退位置がわかる部分もあるのですけれども、とりあえず区が主張線を見せて、相手にはお渡ししていないのですけれども、そういった指導はしてきました。協議の手續に乗っかってくると区も主張線を出しますけれども、いきなり主張線をもってお宅のは支障物件だから違反ですよという、そういう荒っぽいやり方はこれまではやっていません。

会長 あくまでも交渉をやられてですね。

狭あい道路整備課長 ただ、区民の方から要望を受けたところは、近隣の下がり具合とか、そういうのを見ながら話はさせていただきますけれども、具体的にもうこの線だという、相手の土地に対して具体的な線を明示するということはやっていません。

会長 例えば今日話題になっている重点路線の1、集合住宅の前のプランターが、交渉しているのだけれども、本人からは拒否されたという、そのプロセスの中で、あなたのプランターは当たっていますよというのは主張線をお出しになって協議されているのか、そういう図面はなくて話だけでされているのか、その辺は……。

狭あい道路整備課長 マンションの後退部分は自主整備で、アスファルト舗装ではなくてタイル張りになっていますので、当然、後退位置はある程度認識されて建築されているのですけれども、その道路が狭いので、ちょうどパールセンターの商店街にトラックだとか、商品を搬入する車の通り道になっているみたいで、それが自分の扉にぶつかったり、電柱もそばにありますので、よけるとちょうど人が通っていたりすると交通安全上の問題で危険な状態になったり、日々様々な問題がある中で自主的に置かれたと聞いています。

会長 では、こちらの説明がなくても、本人はわかっているということですね。

狭あい道路整備課長 一応そうですね。建築したときはわかって、後退されています。ただ、道路上には空間は空いていましたけれども、完全にアスファルトで一体的にはなっていません。でも、後退位置については、おおむねこれまでも相手方が理解する中での交渉でしたので、今回は中心線、後退位置を整備して再度話をしていこうかなと思います。

委員 今のお話、私も前にいろいろお話ししてきたのだけれども、建築基準法上の敷地と道路の境界線の位置をどうやって特定するのかというあたりの話と、今の主張線のもとになる道路の中心線はここなのだよというのを客観的に示すこととの間ではかなり法的なきわどい話が存在するわけで、基準法上の道路と敷地の境界線と今の主張線が大体合致していく方向ですり合わせがきいていくように働いてくれるといいなど。

逆に言うと、基準法行政とのすり合わせを間違えないようにというか、踏み越さないように上手にやっていかないと、後で法的な問題が残るおそれもないとは言えないと思うので、そこら辺が少し気になるころではあるのです。これから前に進んでいく大きな腰の座り方ができたのではないかなという感じは理解しているのですけれども。

会長 今、法的な問題で、〇〇先生、何かこの問題に関して感想とか、ご意見があれば。基準法とうまく調整をしながらという〇〇さんのご意見なのですけれども。

委員 その点が非常に難しい点で、前回にも議論があったところですし、私は、この支障物件に対する取組はやはりある程度の時間的な感覚をもってやったほうがいいのかという意見は前からお出しさせていただいて、それは杉並区として狭あい道路を解消しようということではなっている以上、公平的に対応することは非常に大事なことだと思います。この人にはやるけれども、この人にはやらないとか、そういうのがあるとかえって不公平を生むと思うのですよね。

なので、公平的に対応するために、今回、このような要領を作っていたいたり、その流れとして、前回、時間軸が大事なのではないかと申し上げていて、それを示していただいたのは、だんだんこういうふうに次から次へと対応していくことになって、勧告ですとか、命令とかを出すたびにこちらにもかけていただくことをして、公平性の観点とか、法的な手続上の問題点がないのかとか、そういう取組をすることによって相手方の反発はどういうことが想定されるの



かとか、それに基づいてどんな法的な問題が生じ得るのかということは一緒に考えながら進めていくことが恐らく大事なのだらうと思うのですよね。だから、そこは丁寧に丁寧にやるということが、何かしらの反発は絶対あるでしょうし、全部がうまくいくのは難しいとは思いますが、なるべくそういうことを少なくするための知恵を持ち寄るのが大事かなと思っています。

ただ、ここも重点整備路線として取り組み始めてしばらくたっていて、その段階から支障物件であるということは、皆さんそうだという状況は何年か変わらないわけで、この間、非常に積極的に取り組んでいただいて、交渉を粘り強くしていただいているのはすごくよく分かっているので、そういうことをやった上でやっているのですということが区民とかにもちゃんと伝わることも大事だと思うのですね。一方的に決めつけて、どこかだけを狙い撃ちしているのではないとか、何のためにこれをやりたいと思っているのかということもちゃんと後づけられることが大事だと思うので、そこら辺を確保しながら慎重に、ただ、あまりのんびり過ぎないで進めることが大事かなとは思っております。

狭あい道路整備課長 今年度重点整備路線3路線の区の主張線を整備していきます。それは路線でやっていきますので、狙い撃ちではなくて、ほかの下がっていないところの意向確認も含めて沿道の方には話をしていきたいと思っています。

委員 ○○先生がおっしゃっていたように、あれだけきれいに下がった実績、よくここをこんなにきれいにできたな、すばらしいなとも思いました。そういうふうにならざるを得ないというのが一番理想的であろうし、余計な衝突がなくて一番いいというのはそのとおりだと思います。皆さんがどれだけ努力なさったかということはまさにそのとおりだなと思うのですけれども、ほかとの観点からも考えたときに、やるべきことをやるというところを進めるのもまた責任の1つかなと思います。

会長 今、○○委員のお話で私が重要だと感じたのが、このテーブルで今パワーポイントを見て、従前、従後、こんなにきれいになったというのは、我々は今日の前で見たのですが、実は区民の方はこんな情報はあまり知らないですよね。個人のお宅ですから、個人情報の問題があるから、どこまで同じように出せるかの問題はあるかもしれないのだけれども、こういう制度があつて、区でこういう取組をして、今まで建物をつくる時のセットバック以外でもこういう取組できれいになっている、徐々に進んでいるのですよみたいなのを、広報とか、何か地域の人に知らせることがものすごく大事だと思うのですよね。何かそう

いう計画はおありなのですか。今やっていることをもうちょっと区民に知らせるような取組といたしますかね。

狭あい道路整備課長 まず、現場1つ1つは、協力いただいた相手方が下がれば、そのブロックの上にプレートを張って、それは近所の方にもすごいアピールになると思います。あと、これまでの取組状況も毎年こちらの実績をまとめて、その後に広報すぎなみでも区民の方には公表してきています。あとは各種イベントがございます。すぎなみフェスタとか、防災関連のイベントもございます。そういうときも区民の方に狭あい道路の課題だとか、拡幅の必要性については職員が一生懸命説明して、理解していただくように努力しているところでございます。

会長 僕はビジュアルに分かりやすく見えるのが非常に区民には分かりいいかなと思って。既に取り組まれているならいいと思うのですけれども、なるべく広く知っていただくのがいいかなとは思いますがね。

狭あい道路整備課長 昨年度も区長と一般区民の方、公募で10人弱の方なのですけれども、狭あい道路をテーマに話をさせていただきました。家の建替え等でセットバックしなくてはいけないというのを理解されて家の建替えをされた方は分かるのですけれども、来られた方でまだ知らない方も結構いらっちゃって、区民全体に周知するのはなかなか難しいかなと。区民意向調査でも狭あい道路の拡幅整備事業については10数%の周知率しかなかったもので、そこら辺は課題かなと思っています。あらゆる機会を通じてPRをしていきたいと考えています。

会長 ありがとうございます。

ほかに今日の資料に関連してご質問、ご意見がございましたら。よろしいですか。

では、あと10分ぐらいなのですが、今日の取扱いで、支障物件で重点路線1のプランターがある方に区が何度も協議はされているのだけれども、本人からあまり賛同されないというリアクションが現時点の最新の情報だというのがあったのですが、今後の取組はどう考えればいいのですかね。

今日頂いたフローチャートがございますね。このフローチャートの今後の取組の流れで、一番上から「事案発生」があつて、設置者が誰かというのも分かっているわけですね。説明もその下の四角のボックスで言えば、口頭ですとかという話はされているという中で、この右側に「協議会への諮問」と書いてあるのですが、今日は諮問されていないような気もするのですけれども、この取扱いはどういうふうか。マンションのプランターの方はこの図の中で

言うと今どの辺に位置して、この協議会との関係ではどう考えればいいのでしょうか。

狭あい道路整備課長 これまでも協議会にはこちらの案件については何度か紹介させていただいております。正式な手続を踏めば、諮問、答申という形を取りたいのですが、ここについては十分話し合いは進めてきています。まだ令和元年度のときは先ほどの中心線も出していませんし、要領も定めていませんし、規則も改正してなかったもので、今回はそこら辺をしっかりとアナウンスして、電話では常に連絡はとれていますので、まずは文書を出して勧告に向けていきたいなど。その前に協議会の皆さんにご承認いただければと思っています。

会長 というような取組を今後、ここで言う勧告の前ではないと思うのですけれども、ちょっと前の段階なのですが、そういう取組を、区のほうで今後地権者の方と協議を進めるということに関する協議会として了解でしょうか。

委員 この流れで言うと、勧告の1つの上の「協議会への報告」というところにはまだ至っていないと理解すればいいわけですよ。その赤で書いてある「指導、助言に従わない場合」で、まだ従っていないのだけれども、どうしようと言っているのが今の状況ですよ。

土木担当部長 中心線を測量した上で、次回の協議会にこの勧告について諮らせていただきたいと思います。

会長 では、今日はこの勧告の直前にある「協議会への報告・意見聴取」ではなくて、これが次回ということですね。予定でいけば。まあ、本人にちゃんと伝わってくれば、そこはいかないでしょうけれども。

土木担当部長 こちらのルールに乗せる最初の事例ということで、今後、先ほどお話ししたように、不公平感がないように、どれぐらい、箇所数はすごくあるのです。どういうところを乗せていくかというのはご議論いただきたいと思っています。これが抑止力になれば、公表、代執行にいく手前で是正されれば一番いいのですけれども、あまりにもルールに乗せ過ぎて、箇所数が多くなって何十件も、これに乗っても平気なんだなんてならないように、うまくこのルールが機能すればいいかなと思っています。

委員 全部代執行に乗せるわけにはいかないですからね。それは費用がかかる……。

土木担当部長 手間ばかりで、実際の成果との見合いがどうかというところが。

副会長 勧告だって、本来、1件、2件しか出せないと思うのです。最初のうちはですね。

それで、諮問というのは当然文書でいただけるものなのですよ。どうなのですか。

土木担当部長  
会長

諮問の形式等々がある文書で諮問して、それで答申を頂くと。

そうすると、諮問があったかどうかはつきりするのですけれども。

気になるのが、条例の第2条の4というのがあって、支障物件の設置の禁止に関して、さつき桜の木がありましたけれども、このプランターは支障物件だよと。いや、そうではないのではないかという、それが多分、9条の2の協議会は区長の諮問において答申するというのがあって、2条の4の禁止に関する事項ですね。だから、今の2条の4で、要するにこれは支障物件ではないのではないとこの協議会が判断する場合に諮問は要ということで、これは支障物件だと協議会としてもみんな認識していれば、この諮問がそれでも要るかどうかの判断なのですけれども。一応諮問したのだけれども、協議会はこれは支障物件だという判断でいいよというふうにいるのかどうか、この条例は。そこはちょっと僕は分からなくて。

狭あい道路係主査 ご説明いたしますと、条例上、協議会に諮問、答申をするのは公表を行う前です。先ほど会長がおっしゃられたとおり、一番上にある「協議会への諮問」、勧告のちょっと上にある青い枠については、支障物件かどうかの疑義がある場合、先ほどちょっと説明の中にもありました3号路線の桜の木みたいに、後退用地内に確かにあるものなのですけれども、地域の方から愛されているのですとか、長いことずっと置かれているものについて、支障物件かどうかについての諮問がここの上の部分でございます。

先ほどの1号路線のプランターにつきましては、部長がご説明いたしましたとおり、道路中心線の再現なので、勧告の1つ上の「協議会への報告・意見聴取」という枠のちょっと上に、「・道路中心線の再現」と書かれているかと思うのですけれども、今その前の段階、「指導、助言に従わない場合」という状況になって、今後、1号路線の中心線を主張線として出していきます。その主張線によって、今後は勧告等に進んでいきますと。その勧告をする前に「協議会へ報告・意見聴取」という形で、今、部長が説明したとおり、次回か次々回になってしまうかもしれないのですが、そのタイミングで協議会に、これは勧告していきたいと区では考えているのですけれどもいかがでしょうかというお伺いを立てさせていただくというような流れになろうかと思えます。

副会長

だから、この青い「協議会への諮問」というのはちょっと別個なのですね。

今のご説明ですとね。

狭あい道路係主査 そうです。会長がおっしゃられたとおり、条例の2条の4の中で、基本的に後退用地の中では支障物件は置いてはいけませんよとなっているのですが、その後のただし書がございまして、区長が協議会の意見を聞いた上で、これは支障物件ではないよと認めた場合はこの限りでないという、その協議会の意見を聞いてというのが諮問という意味になってございます。

会長 ということは、今回のこのプランターの案件は区長からそういう諮問がないわけだから、別にここで議論はなくて……。

狭あい道路係主査 支障物件として今後このルールに乗せていくかいかないかというお話になるということです。

副会長 勧告することについての意見聴取という話になっているわけですね。

狭あい道路係主査 そうということです。今回はそういうことになります。

委員 今のところがちょっとよく分からないのですが、2条の4のただし書というのは、支障物件を設置してはならないということの例外規定ではないのですか。

狭あい道路係主査 そうです。

委員 今のお話だと、支障物件に当たるか否かの判断がただし書以下ということですね。支障物件というのは、定義づけのところの2条の6号で定義されているのではないのですか。

狭あい道路係主査 説明が不十分で申しわけなかったです。支障物件は支障物件なのですけれども、支障物件として、ただし書の部分は、先ほどの勧告だ、命令だという方向に進むか否かの判断というところですね。

委員 それはさっきの9条の2項の……。

狭あい道路係主査 設置の禁止に関する事項をという。

オブザーバー ただし書は、まさにさっきの桜の木の話とか、歴史的な木とか、この条例は〇〇会長がいらした審議会で作っているのですけれども、そういうものはどうするのだというご意見がいろいろあって、その中でこの条文をつけたということでございます。確かに支障かもしれませんけれども、それを今撤去していいのか、支障物件として乗っけていいのかというのを検討するための条文でございますので。

委員 では、9条の2項の1号の「第2条の4の規定による禁止に関する事項」というのは何の禁止なのでしょう。支障物件を設置してはならないという、その禁止事項ということですか。

オブザーバー 支障物件の禁止という項目なので、そういうふう……。  
会長 これは支障物件ではないということですね。禁止というのは、  
オブザーバー 禁止に関する事項なのだけれども……。  
会長 何か日本語としてはちょっと分かりにくいですね。  
委員 ちょっと明確ではないのですよね。支障物件に該当するかどうかについては協議会への諮問の対象にならないということですよ、今の話だと。桜の木みたいな話が支障物件になるかならないかは諮問の対象にはならない……。

オブザーバー いえ、諮問の対象になるのです。ですから、それを区長が認めれば協議会の意見を聞いてというのは諮問ですから。

委員 支障物件になるかどうかというのはもう条例の規定で決まっているから、判断する必要はないということですね。

オブザーバー 支障物件そのものは決まっているのです。  
副会長 ただ、例外を認めるかという話ですよ。  
オブザーバー そうです。  
委員 ただ、やはり「設置してはならない」に当たるかどうかを判断するということですか。

委員 いや、それは判断する必要はないのではないですか。

オブザーバー 支障物件は支障物件ですから、それは設置してはならないのだけれども、ただ、今で言えばこのルールに乗せていくかというところで、どうですかと。

委員 設置してはならないのだけれども、区長が認めたときは諮問をして、除外規定として、それは支障物件として撤去を求めなければならないという行為はしなくてもいいというのを適用するのはここに諮問をされなければいけないということでしょう。さっきの桜の木の話のように、あれは支障物件に間違いのないわけで、判断の余地はないわけですよ。支障物件は設置してはならないのだけれども、現にある。それは「ならない規定」なのだけれども、今の2条の4で、区長が必要であると認めたときは、というその必要があると認めるというのは諮問の対象になるということでしょう。

会長 そもそも2条の4は支障物件の設置の禁止。支障物件は第2条の(6)で定義してあって、条例上、支障物件は基本的に置いてはいけないというのがこの条例の立てつけだと思うのですよね。その中でも、「ただし」というので、2条の4で、区長が協議会に諮った場合は例外規定があり得ると。区長が諮らないと、例外規定はないということですよ。

今回のこのプランターに関してはその諮問が区長から来ていないから、このプランターを残してもいいですか、例外規定でいいですかと聞かれたら、それはこの会で議論は必須ですけども、それが聞かれていないので、もうこれは……。

委員                   そこはこの道はいかないということ。

会長                   要らないという理解でいいですね。

副会長               スルーしてしまうわけね。

委員                   分かりました。ありがとうございます。

会長                   このフローチャートも同じように書いてあるから、一番上の「協議会への諮問」の最初のボックスが、何か最初からこれが諮問されて、ここから始まるみたいなチャートに見えるので、表現を点々とか、めったにないケースだという。

委員                   オレンジ色というのが特に変わった話なのですよというのがね。

副会長               この赤線でいけばいいということですよ。

委員                   基本は赤線なのだけれども、特にオレンジの場合という。

委員                   この真っすぐの線の意見の聴取というのは、条例上、特に定めはないということなのですよ。

狭あい道路係主査   そうです。それを要領で定めています。

狭あい道路整備課長   そうです。条例上は定めてございませんので。

委員                   勧告前とか命令前はないのですよね。

会長                   多分、フローチャートの一番上の右端の上に「除却等の実施について疑義が生じる場合」というのが点々でありますよね。その点々のボックスをもうちょっと大きく下まで拡げて、その場合に限りこの協議会への諮問というのがある、それを協議会で判断した上でというのを欄外のボックスに位置づけるというのではないですか。本流の流れとはちょっと切り離して。

土木担当部長       1回右側に矢印が行ってしまっているから、そこの書き方ですね。

副会長               「協議会への諮問」というのが大きく書いてあるから。小さく書いてあれば例外とわかるけれども、すごく大きいから。

委員                   支障物件に当たるか当たらないかの判断をする機会があるのかと思って、それはないはずですので、それは明確にしないと……。そこがずれるとなると恣意的な判断が入ってしまうので、それは絶対にまずいと思うのです。そうではないということですね。分かりました。

委員                   このチャートにすると、このオレンジ色のところだけちょっと特殊な話よと

くくっておくといいかもしれないね。

会長

そうですね。では、ちょっとそういう工夫をこのチャートについては、今後、多分いろんな場面でアピールされるでしょうから、これをやっていないではないかと言われると、何か違う話なので。

では、一応今日の話はそういう整理ができるのですが、協議会として今日何か決をとるとかそういうことではなくて、次回の会合で、地主さんがどういふふうこれから対応されるかはありますが、それによっては次回諮られる可能性があって、そのときは勧告に向かうかどうかの判断をこの会でやるというよな理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

さて、もう時間が過ぎてしまったのですが、何かご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

狭あい道路整備課長 分かりました。事務局からは以上でございます。

会長

どうもありがとうございます。

では、今日の次第に用意した議題は全部終わるのですが、これ以外、今日ご参加の委員の方、もしご意見がございましたらお受けします。今日のところはよろしいですか。

分かりました。では、去年の実績と今年のこれまで、あるいは今後の取組のご報告を得て、むしろ〇〇さんからよく頑張ったという激励もありましたように、よく進められていると思いますので、これからもより一層強く推進していただければと思います。

あとは、具体的には第1号の勧告が出るかどうか、これは次回の課題になるということで、宿題にしたいと思います。

では、一応今日の会合としては以上で終わりたいと思います。どうも長時間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

— 了 —